

危険段階別共済掛金率の表について

・施設区分とは下記を表す。

施 設 区 分	区 分 の 標 準
ガラス室Ⅰ類（木 造）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類（鉄 骨）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類（木 竹）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類（パイプ）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類（鉄骨下）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲 （鉄骨中・軟）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31 cm ³ 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙 （鉄骨中・硬）	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50 kg/ m ² 以上の強度を有する施設以外の施設にあつては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31 cm ³ 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅤ類 （鉄骨上）	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50 kg/m ² 以上の強度を有するもの

施設区分	区分の標準
プラスチックハウスⅥ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
プラスチックハウスⅦ類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

・ 共済掛金区分の表記の詳細（②～④に係るもの）

特定附帯	特定園芸施設本体（被覆材を含む） 及び附帯施設に係るもの	被 覆	被覆材（ビニール）の被覆期間に係るもの	A	小損害不填補の金額が 3 万円又は共済金額の 5%
				B	小損害不填補の金額が 10 万円
内作一般	施設内農作物に係るもの	未被覆	被覆材（ビニール）の未被覆期間に係るもの	C	小損害不填補の金額が 20 万円
内作事故除外	施設内農作物（病虫害を共済事故としない方式）に係るもの			D	小損害不填補の金額が 50 万円
撤 去	撤去費用に係るもの			E	小損害不填補の金額が 100 万円
復 旧	復旧費用に係るもの			F	小損害不填補の金額が 1 万円特約

・ 共済金額

共済金額は、特定園芸施設等ごとに共済価額の 100 分の 40 を下らず、100 分の 80 を超えない範囲内において加入者が選択する

・ 組合員負担共済掛金率

組合員負担共済掛金率は、共済掛金の 1/2 を国が負担しているため、表示されている掛金率の 1/2 となります。

ただし、復旧費用及び小損害不填補 1 万円特約部分、付保割合追加特約部分に係る共済掛金には、国の負担がありません。

・激変緩和措置について

(1) 激変緩和措置の内容

ア 危険段階区分の引上げは、激変緩和措置として、施設区分及び共済掛金区分ごとに(2)の年最大引上区分まででとどめる。

イ 激変緩和措置が適用された年の翌年以降に適用される危険段階区分は、更新された加重平均損害率により判定される当該年の危険段階区分(激変緩和措置を講じなかった場合の当該年の危険段階区分をいう。以下に同じ。)が次に掲げる場合に依り、それぞれ次のとおりとする

(ア) 直近年に共済金の支払があり、前年に適用された危険段階区分と比べて別表1の年最大の引上げ区分数を超過している場合
前年に適用された危険段階区分に(2)の年最大引上区分数を加算した危険段階区分を適用する。

(イ) 直近年に共済金の支払がないにもかかわらず、前年に適用された危険段階区分より上位の危険段階区分と判定される場合
前年に適用された危険段階区分と同じ危険段階区分を適用する。

(ウ) 前年に適用された危険段階区分より2段階以上下位の危険段階区分と判定される場合
最低位の危険段階区分に達するまでは、前年に適用された危険段階区分より1区分下位の危険段階区分を適用する。

(エ) (ア) から(ウ) までに該当しない場合
更新された加重平均損害率により判定される当該年の危険段階区分を適用する。

(2) 激変緩和措置を適用する施設区分、共済掛金区分及び年最大引上区分

次の表の特定附帯、内作一般及び撤去のそれぞれに係る同表に掲げる施設区分の全共済掛金区分について、当該各区分の欄に定める数値を年最大引上区分とする。なお、表記のない施設区分及び共済掛金区分については、激変緩和措置の適用対象外とする。

	特定附帯	内作一般	撤去
ガラス室Ⅱ類	7		
プラスチックハウスⅡ類	10	10	
プラスチックハウスⅢ類	8		25
プラスチックハウスⅣ類甲	5	20	
プラスチックハウスⅣ類乙	5	10	
プラスチックハウスⅤ類	10	4	
プラスチックハウスⅥ類	7		